

堺市開発行為等における消防水利の設置指導基準

[趣旨]

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）、高石市開発指導要綱（昭和49年制定）又は大阪狭山市開発指導要綱（平成2年制定）に定める公共施設等の設置に関する協議若しくは既存の消防水利における変更の協議等に関し、消防ポンプ自動車（以下「消防車」という。）による有効な消防活動を行うための消防水利の設置指導について必要な事項を定める。

[消防水利]

第2条 開発区域内及び開発区域近傍に設置する消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号、以下「告示基準」という。）第2条に規定する消火栓又は防火水槽とする。

2 前項にかかわらず、告示基準第3条第1項に定める給水能力と同等又はそれ以上あるプール、工業用受水槽、人工的に設置された貯水池等にあっては、耐震性能を有しない防火水槽（以下「非耐震防火水槽」という。）とみなすことができる。

[消火栓]

第3条 告示基準第4条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる範囲内に存する消火栓の合計が1基以上となるよう設置するものとする。ただし、河川、軌道、崖、片側2車線以上の道路等により開発区域へ有効なホース延長ができない場合は、原則、算定に含まないものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、開発区域の各部分からの水平距離100メートルの範囲内
 - (2) 前号以外の用途地域は、開発区域の各部分からの水平距離120メートルの範囲内
 - (3) 用途地域の定められていない地域は、開発区域の各部分からの水平距離140メートルの範囲内
- 2 消火栓は、消防用結合金具が消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号、以下「結合金具省令」という。）第3条に定める呼称65の口径を有する差込式差し口とし、直径100ミリメートル以上の配管に設置するものとする。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、直径75ミリメートル以上とすることができる。
- 3 消火栓を設置する場合、開発者は水道事業管理者と協議するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに掲げる内容に該当する場合は、消火栓の設置数を減じることができる。
- (1) 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）第7条に定める消防用屋外給水施設が開発区域内に設置されている場合
 - (2) 消防活動上、特に支障なしと消防局長（以下「局長」という。）が認める場合

[防火水槽の設置が必要な開発行為]

第4条 次の各号に掲げる範囲内に存する非耐震防火水槽の合計が1基以上となるよう設置するものとする。ただし、河川、軌道、崖、片側2車線以上の道路等により開発区域へ有効なホース延長ができない場合は、原則、算定に含まないものとする。また、開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及

び工業専用地域は、開発区域の各部分からの水平距離 140 メートルの範囲内

(2) 前号以外の用途地域は、開発区域の各部分からの水平距離 170 メートルの範囲内

(3) 用途地域の定められていない地域は、開発区域の各部分からの水平距離 200 メートルの範囲内

2 次の各号に掲げる範囲内に存する耐震性能を有する防火水槽(以下「耐震防火水槽」という。)の合計が 1 基以上となるよう設置するものとする。ただし、河川、軌道、崖、片側 2 車線以上の道路等により開発区域へ有効なホース延長ができない場合は、原則、算定に含まないものとする。また、開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満の場合は、この限りでない。なお、本規定に基づき耐震防火水槽を設置した場合は、前項の規定に基づく非耐震防火水槽の設置数を減じることができる。

(1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、開発区域の各部分からの水平距離 200 メートルの範囲内

(2) 前号以外の用途地域は、開発区域の各部分からの水平距離 240 メートルの範囲内

(3) 用途地域の定められていない地域は、開発区域の各部分からの水平距離 280 メートルの範囲内

3 防火水槽の容量及び設置数は、次のとおりとする。

(1) 防火水槽の容量は、1 基あたり 40 立方メートル以上とする。ただし、当該基準以外の法令等に基づき必要とされる水量との兼用は認めないものとする。

(2) 消防活動上、特に支障なしと局長が認める場合は、防火水槽の設置数を減じができる。

[防火水槽の設置場所]

第 5 条 堺市、高石市又は大阪狭山市(以下これらを「当市等」という。)に帰属される防火水槽の専用用地には、原則、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防火水槽の外壁から敷地境界又は道路境界若しくは敷地内地中工作物までの水平距離を 1 メートル以上確保するものとする。

(2) 防火水槽の外壁から水平距離 1 メートル以内の範囲の地上部分を空地として確保し、囲いフェンス(幅員 0.9 メートル以上の吸管延長用扉の設置を含む。)の設置及びコンクリート舗装を施すものとする。

(3) 防火水槽の外壁角(輪郭)が地表面で視認できるよう鉢等を設置するものとする。

2 当市等に帰属される公園及び広場には、原則、公設防火水槽を設置しないものとする。

3 消防ポンプ自動車(14t)が容易に寄り付くこと(停車位置から吸管投入孔の中心までの距離は 3 メートル以内、停車位置から採水口までの距離は 8 メートル以内とする。)ができるよう路面強度の確保等の必要な措置を講じるものとする。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)に基づく石油コンビナート等特別防災区域内においては、大型化学車(25t)が容易に寄り付くことができるよう必要な措置を講じるものとする。

[非耐震防火水槽の構造等]

第 6 条 非耐震防火水槽は、設置予定地でコンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製のもの(以下「現場打ち防火水槽」という。)とし、その構造等は、次のとおりとする。

(1) 主要構造は、設置 50 年以上の使用を想定し、設置場所の状況に応じた満水時(長期)・空

水時（短期）に作用する荷重（上載荷重、自重、土被り荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力等）に対する十分な性能・強度を確保するものとすること。

- (2) 漏水防止の措置を講じるものとする。
- (3) 容量算定は、連結立管及び底設ピットの容量を除く本体の容量とする。
- (4) 水槽底の深さは、底設ピット部分を除き地表面から 4.5 メートル以内とする。ただし、消防車が有効に吸水できる措置が講じられている場合はこの限りでない。
- (5) 吸管投入孔は、次のとおりとする。
 - ア 原則、直径 0.6 メートル以上の丸型とし、防火水槽の容量が 40 立方メートル毎に頂版部に 1 箇所設置するものとする。
 - イ 吸管投入孔には、消防隊が保有する器具にて解錠できるロック機能を有し、かつ、黄色塗色が施されている蓋を設置するものとする。なお、点検口の蓋は黒色塗色とする。
 - ウ 吸管投入孔には、転落防止の措置を講じるものとする。
 - エ 吸管投入孔から底設ピットまでの間は、点検等に支障がないよう直径 0.6 メートル以上の空間を有し、点検用タラップ、採水管以外は設置しないものとする。
- (6) 底設ピットは、次のとおりとする。
 - ア 吸管投入孔の概ね直下に設置するものとする。
 - イ 一辺の長さ又は直径が 0.6 メートル以上、かつ、深さが 0.5 メートル以上とする。
 - ウ 効率的な集水のため水勾配を付けるなど適切な措置を講じるものとする。
- (7) 採水口及び配管は、次のとおりとする。
 - ア 採水口は、地盤面からの高さが 0.5 メートル以上 1 メートル以下の位置に設置するものとする。
 - イ 配管は、採水口 1 口毎の直径 100 ミリメートル以上、採水口 2 口の単独配管の場合は、直径 150 ミリメートル以上の単独配管とし、底設ピットから採水口までの長さは、8 メートル以内とする。
 - ウ 配管は、底設ピットの底から 100 ミリメートル以上離隔するものとし、配管用炭素鋼管（JISG3452）、水道用亜鉛めっき鋼管（JISG3442）、一般配管用ステンレス鋼管（JISG3448）又はこれらと同等以上の強度を有する鋼管を使用し、鋸止め措置を講ずるものとする。ただし、火災の影響を受ける恐れがない部分については、水道配水用ポリエチレン管（JWWAK144、PWA001）とすることができる。
 - エ 配管には、ストレーナーを設置しないものとする。
 - オ 配管には、振れ止めとなるサポートを設置するものとする。
 - カ 消防用結合金具は、結合金具省令第 3 条に定める呼称 75 の口径を有するねじ式受け口とする。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 法律第 84 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域内の場合は、呼称 100 及び呼称 75 の口径とする。
 - キ 吸管投入孔が存在しない場合は、100 ミリメートル以上の通気孔（防虫網付き）を設置するものとする。

[耐震防火水槽の構造等]

第 7 条 耐震防火水槽は、工場において生産された部材を使用して建設され一般財団法人日本消

防設備安全センターの認定を受けたもの（以下「二次製品防火水槽」という。）とする。ただし、公設防火水槽は、二次製品等防火水槽等認定細則第2条第1項第2号及び第3号（地下式型のII型又はIII型）、並びに同条第3項（地上設置型）とする。

- 2 前項に規定する耐震水槽で設置から50年以上が経過したものは、非耐震水槽として取り扱うものとする。
- 3 その他構造等は、前条第2項第2号から第7号までの規定と同様とする。ただし、前条第2項第7号才の規定については、水槽本体にサポートを固定する穴を開けないものとする。

[標識]

第8条 防火水槽の周辺には、公設防火水槽の場合は図1（原則400型とすること。）、開発者が自ら維持管理する防火水槽（以下「私設防火水槽」という。）の場合は図2の標識を、吸管投入口又は採水口から概ね5メートル以内で視認しやすい場所に設置するものとする。

[届出・検査]

第9条 開発者は、防火水槽を設置する場合、工事着工の14日前までに消防水利設置（変更）届出書（別記様式1）（以下「届出書」という。）及び誓約書（別記様式2）（開発者が設置後の消防水利を管理する場合に限る。以下「誓約書」という。）を局長に提出するものとする。

- 2 開発者は、防火水槽を設置するときは、速やかに消防署長（以下「署長」という。）の中間検査及び完成検査を受けるものとする。

[防火水槽の引き継ぎ]

第10条 開発者は、前条第2項の完成検査を受けた公設防火水槽の所有権を、付属設備とともに当市等に引き継ぐものとする。この場合において、防火水槽の専用用地に公設防火水槽を設置した場合は、当該用地を併せて当市等に帰属等するものとする。

[維持管理]

第11条 私設消火栓又は第9条第2項の完成検査を受けた私設防火水槽（以下これらを「私設防火水槽等」という。）が存する敷地又は建築物の開発者、所有者又は管理者で、私設防火水槽等を変更又は改修しようとする場合は、第9条に準じて署長宛て届出書及び誓約書を提出し、検査を受けるものとする。

- 2 私設防火水槽等が存する敷地又は建築物の開発者、所有者、管理者又は占有者は、消防活動に支障とならないよう、常に私設防火水槽等の維持管理に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

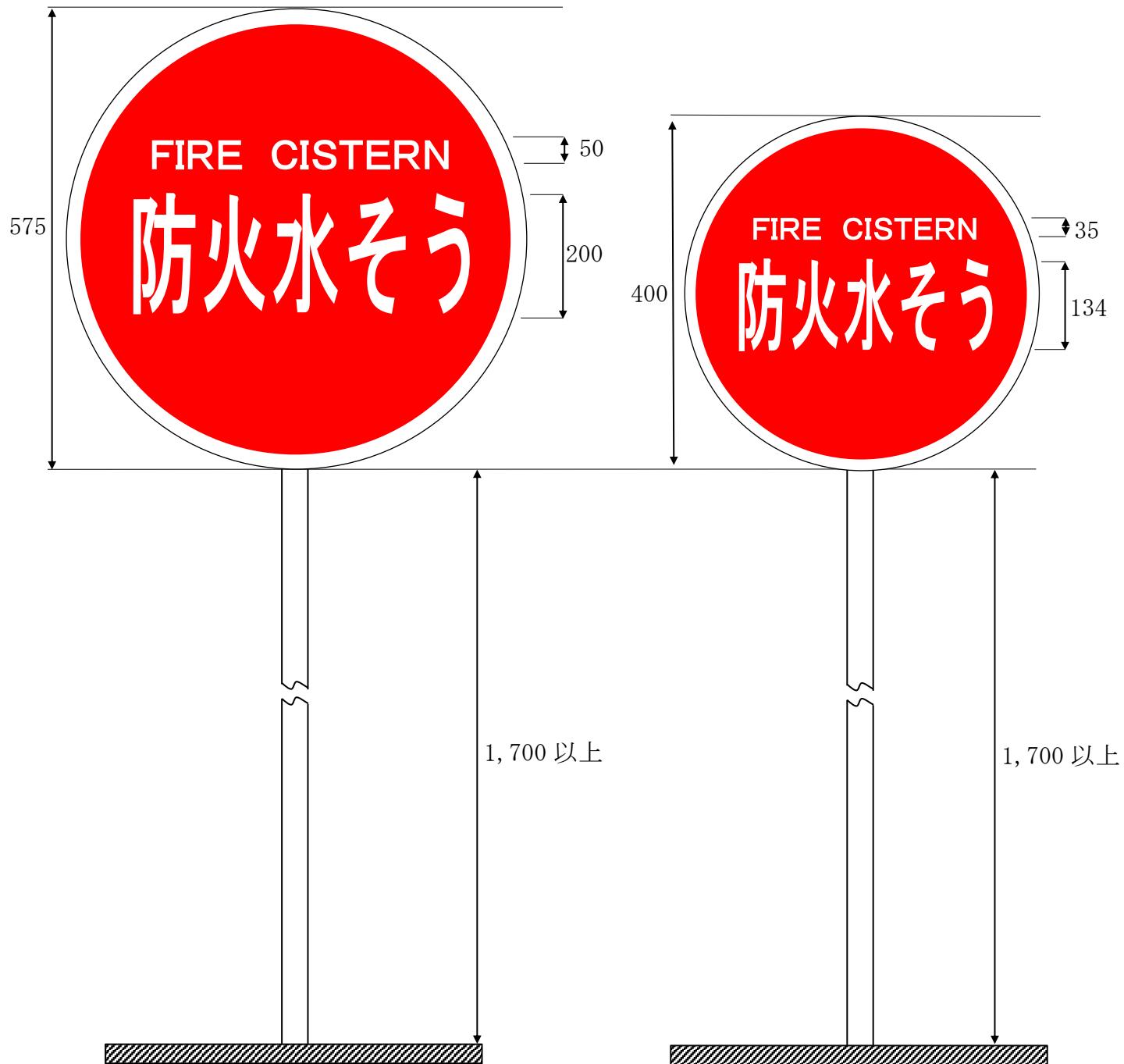
この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

図 1

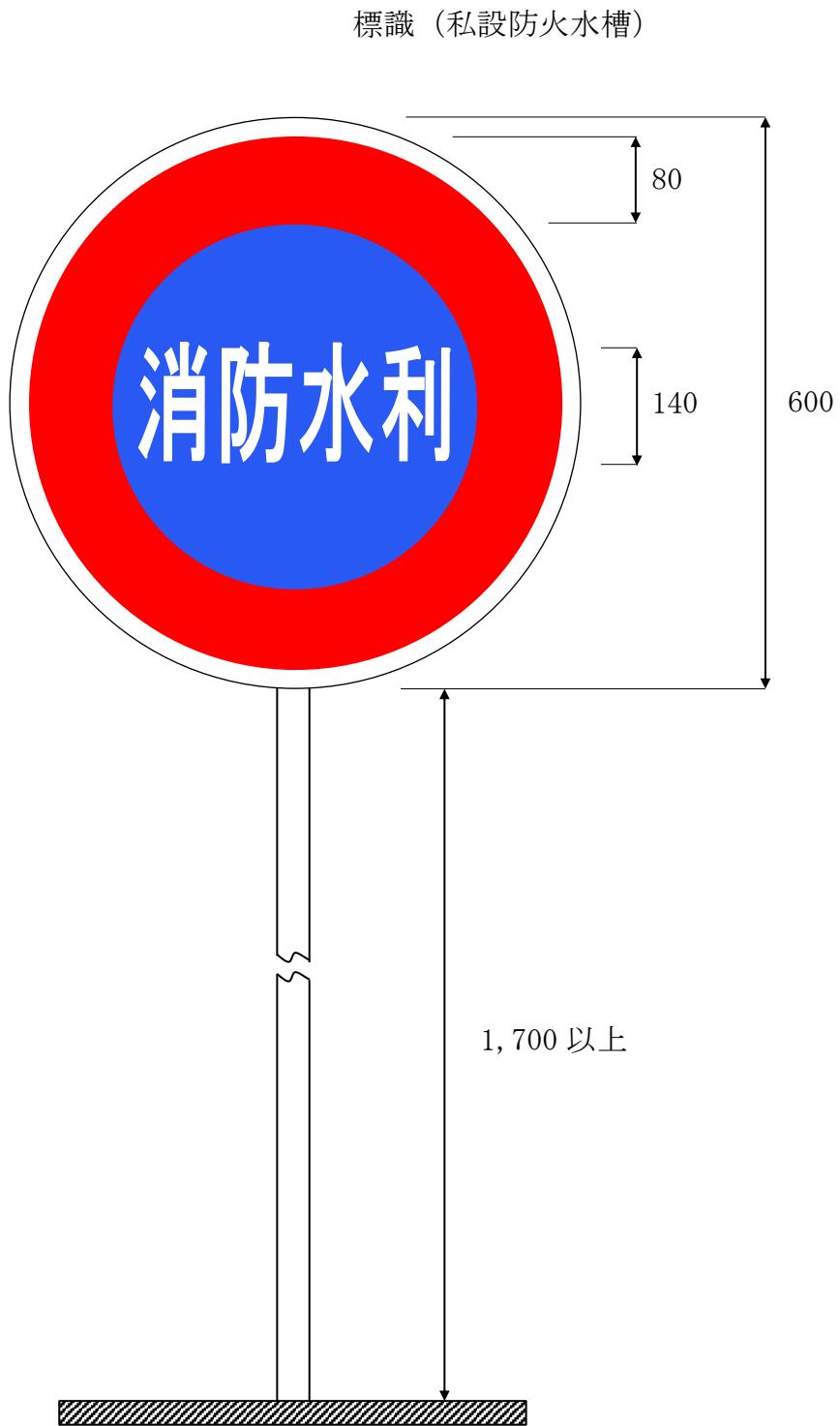
標識（公設防火水槽）



備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 色は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。
- 3 標識を上図の取付け方によって取り付けることが困難又は不適当であるときは、他の方法によることができるものとする。

図 2



備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 色は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とする。
- 3 標識を上図の取付け方によって取り付けることが困難又は不適当であるときは、他の方法によることができるものとする。

別記様式1

消防水利設置（変更）届出書

		年　月　日	
殿			
		届出者	
		住所	
		氏名	
所 在 地			
名 称	開 発 面 積		m ²
工 事 期 間	着工予定	年　月　日	完成予定
工 事 者	TEL		
連絡担当者	TEL		
消 防 水 利	型 式	容 量	m ³
土地所有者			
遵 守 事 項	消防水利は、消防活動に支障とならないよう、常に維持管理に努めます。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 付近見取図、土地利用計画図、給水計画図、誓約書（開発者が設置後の消防水利を管理する場合）、消防水利の位置詳細図及び構造図等を添付すること。
- 3 二次製品防火水槽を設置する場合は、一般財団法人日本消防設備安全センターが発行する型式認定証を添付すること。
- 4 吸管投入孔を設置する場合は、吸管投入孔蓋の仕様書を添付すること。
- 5 標識の仕様書を添付し、位置詳細図に設置位置を記載すること。
- 6 二次製品防火水槽以外のものについては、水量計算式を記載すること。
- 7 当該届出は3部提出すること。受領時に受付印を押印し1部返却する。

別記様式2

年　月　日

堺市消防長殿

住所

氏名

(署名又は記名押印)

誓約書

下記の消防水利について、次の事項を遵守し管理することを誓約します。

記

1 消防水利の所在地

2 構造及び容量等

3 遵守事項

- (1) 当該消防水利は、常時使用可能な状態とし適切に維持管理します。
- (2) 当該消防水利を変更又は撤去等する場合は、予め当該消防水利の所在地を管轄する消防署長と協議します。
- (3) 当該消防水利の維持管理に必要な費用については、一切を負担します。
- (4) 当該消防水利が設置されている敷地を第三者に譲渡し、又は所有権の移転を行う場合は本誓約事項を条件にして譲渡又は所有権の移転を行います。
- (5) 当該消防水利の維持管理の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、所有者において一切の責任をとります。
- (6) この誓約書をもって、消防法第21条の消防水利に指定することを承諾します。

堺市開発行為等における消防活動空地等の設置指導基準

[趣旨]

第1条 この基準は、堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）、高石市開発指導要綱（昭和49年制定）又は大阪狭山市開発指導要綱（平成2年制定）に定める公共施設等の設置に関する協議若しくは既存の建築物における変更の協議等に関し、梯子付消防自動車（以下「梯子車」という。）による有効な消防活動を行うための消防活動空地等の設置指導について必要な事項を定める。

[消防活動空地の確保が必要な建築物]

第2条 梯子車が容易に接近し、有効に消防活動を行えるように、消防活動空地及び進入路を次に掲げる建築物が存する敷地内に確保することを原則とする。ただし、同敷地と次条から第6条までに定める基準を満たす国道、府道、市道又は歩道（以下これらを「道路」という。）が隣接し、これを利用する場合（同敷地と道路の間に、電線等の架空線が存する場合を除く。）はこの限りでない。

- (1) 地階を除く階数が4以上又は軒高12メートル以上の建築物
- (2) 地階を除く階数が3で、3階に消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1の6項に掲げる用途に供される部分を有する建築物

[消防活動空地の位置]

第3条 前条に該当する建築物の3階以上又は高さ6メートル以上の階の、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6に定める非常用の進入口その他これに準ずる開口部のうち、有効に建築物内へ進入できる開口部（以下「有効開口部」という。）に面する部分に消防活動空地を確保するものとする。

2 消防活動空地は、図1の梯子車作業範囲を参照し、適切な位置に設置するものとする。

[消防活動空地の大きさ及び構造]

第4条 梯子車を伸梯するために必要な消防活動空地の大きさ等は、次のとおりとする。

- (1) 地階を除く階数が5以下及び軒高15メートル以下の建築物における15m級梯子車の消防活動空地の大きさは、幅4メートル以上、長さ7.5メートル以上とし、梯子車が有効開口部のある面と平行に部署するように消防活動空地を確保する場合は、その面、有効開口部と接続するバルコニー又はその他これに準ずるもの（以下これらを「バルコニー」という。）から消防活動空地までの離隔距離（以下「寄り付き距離」という。）を4メートル以内とする。ただし、垂直に部署するように消防活動空地を確保する場合は、寄り付き距離を設けないものとする。
- (2) 地階を除く階数が6以上又は軒高が15メートルを超える建築物における40m級梯子車の消防活動空地の大きさは次のとおりとする。
 - ア 梯子車が有効開口部のある面と平行に部署するように消防活動空地を確保し、寄り付き距離を8メートル以内とする場合、又は垂直に部署するように消防活動空地を確

保し、寄り付き距離を 3 メートル以内とする場合は、幅 5 メートル以上、長さ 12 メートル以上の消防活動空地を確保するものとする。

イ 梯子車が有効開口部のある面と平行に部署するように消防活動空地を確保し、寄り付き距離を 10 メートル以内とする場合、又は垂直に部署するように消防活動空地を確保し、寄り付き距離を 6 メートル以内とする場合は、幅 5.5 メートル以上、長さ 12 メートル以上の消防活動空地を確保するものとする。

2 消防活動空地の構造は次のとおりとする。

- (1) 段差は、50 ミリメートル以内とする。
- (2) 勾配は、9 パーセント (11.2 分の 1) 以内とする。
- (3) 路面強度は、前項第 1 号の場合は車両重量 14 トン、同第 2 号の場合は車両重量 25 トンのジャッキ接地圧に耐え得る構造とする。

[進入路]

第 5 条 消防活動空地への進入路（車道と敷地の間の歩道部分を含む。）は次のとおりとする。

- (1) 幅員 4 メートル以上及び高さ 4 メートル以上の空間を有するものとする。
- (2) 道路等の交差部は、図 2 の梯子車角切り及び図 3 の梯子車軌跡を参照し、容易に進入できるものとする。
- (3) 段差は、50 ミリメートル以内とする。
- (4) 勾配は、9 パーセント (11.2 分の 1) 以内とする。
- (5) 路面強度は、前条第 1 項第 1 号の消防活動空地を確保する場合は、車両重量 14 トン、同項第 2 号の消防活動空地を確保する場合は、車両重量 25 トンの車両走行に耐え得る構造とする。

[架梯障害などの処理]

第 6 条 消防活動空地は、工作物、植栽、架空線、その他消防活動の支障となるものによる影響の無い部分に確保するものとする。ただし、必要な措置を講じることにより消防活動を確保する場合はこの限りでない。

2 進入路及び消防活動空地には、駐車スペース等又は進入及び活動に支障となる物件を設置しないものとする。ただし、物件については容易に撤去又は移動できるものはこの限りでない。

[表示及び標識]

第 7 条 消防活動空地の路面には、図 4 の路面表示又は同等の効果を得られる表示を行うものとする。ただし、道路を消防活動空地として一部利用する場合については、道路部分への表示は不要とする。

2 消防活動空地の周辺には、図 5 の標識を視認しやすい場所に設置するものとする。なお、道路を消防活動空地として一部利用する場合については設置するものとし、第 2 条但し書の場合については設置しないものとする。

[代替措置]

第8条 建築物の構造、配置、敷地形状等により第2条に定める消防活動空地が確保できないものと消防局長（以下「局長」という。）が認め、かつ、次の各号のいずれかに掲げる基準を満たす場合は、消防活動空地の代替措置とすることができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第34条第2項に規定する非常用エレベーター、建築基準法施行令第123条に規定する避難階段若しくは特別避難階段又は屋外の直通階段を設置し、有効幅員600ミリメートル以上、かつ、開放廊下の両端から有効開口部への進入経路を確保するバルコニー（以下「全周バルコニー」という。）を設置する場合。ただし、4住戸以下の階の場合は、開放廊下の一端から有効開口部への進入経路を確保するバルコニー（以下「片側バルコニー」という。）とすることができる。なお、建築基準法第34条第2項に規定する非常用エレベーター、建築基準法施行令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段の設置については、地上外部から直接避難階の階段室に入ることができる場合に限る。
- (2) 地階を除く階数が6以下の建築物で、各階（避難階及び2階を除く。）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のバルコニーに、上下操作式の避難器具（700×700ミリメートル以上）又はこれに類する設備を設置し、かつ、当該避難器具に至る概ね1メートル以上の幅員を有する進入路（原則、煙が充満しない屋外部分とする。）を確保する場合。ただし、2階のバルコニーには避難階へ避難できる経路を確保し、降下地点が住戸のバルコニーとなる場合は、手すりの一部にバルコニー内側から開放できる扉を設ける又は手すり高さを地盤面から1.2メートル以下とする等により、容易に外部へ避難できるものとすること。
- (3) 前各号以外で消防活動上及び避難上特に有効であると局長が認める設備、構造等を有する場合。

[高さが40メートルを超える階]

第9条 高さが40メートルを超える階のバルコニーには、上下操作式の避難器具（700×700ミリメートル以上）又はこれらに類する設備を設置するものとする。ただし、第8条第1項第2号に定める構造を有する全周バルコニー又は片側バルコニーが設置されている場合はこの限りでない。

- 2 前項によらずとも消防活動が可能な場合はこの限りでない。

[届出・検査]

第10条 開発者は、消防活動空地を設置する場合、工事着工の14日前までに、消防活動空地設置（変更）届出書（別記様式）（以下「届出書」という。）を局長に提出するものとする。

- 2 開発者は、消防活動空地を設置したときは、速やかに消防署長（以下「署長」という。）の完成検査を受けるものとする。

[消防活動空地の変更・改修]

第11条 開発者等は、既存の消防活動空地を変更又は改修しようとするときは、前条に準じ

て署長宛て届出書を提出し、検査を受けるものとする。

[維持管理]

第 12 条 開発者等は、消防活動空地等（道路活用及び代替措置を含む。）が存する敷地若しくは建築物の状態を常に維持するよう管理に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

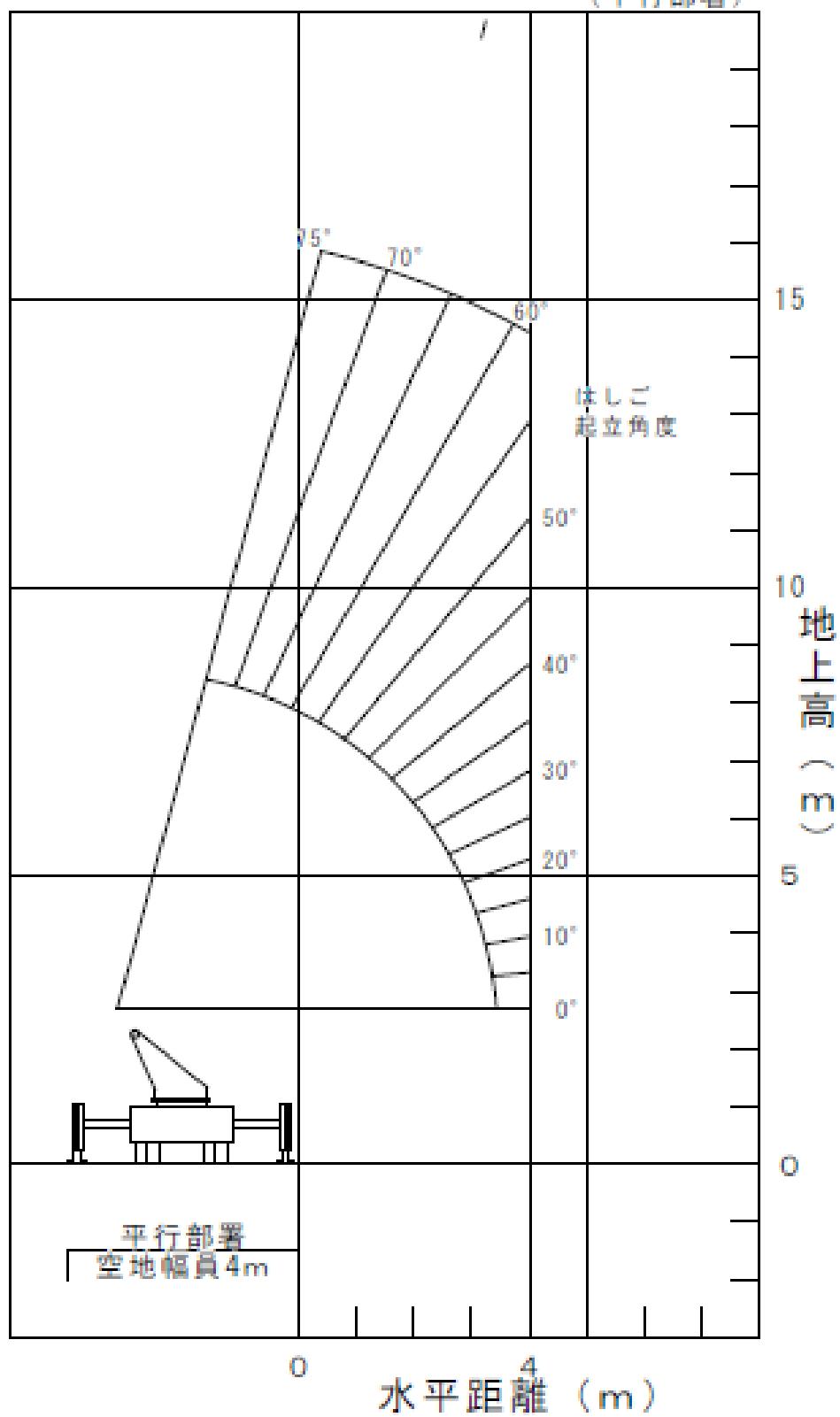
この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

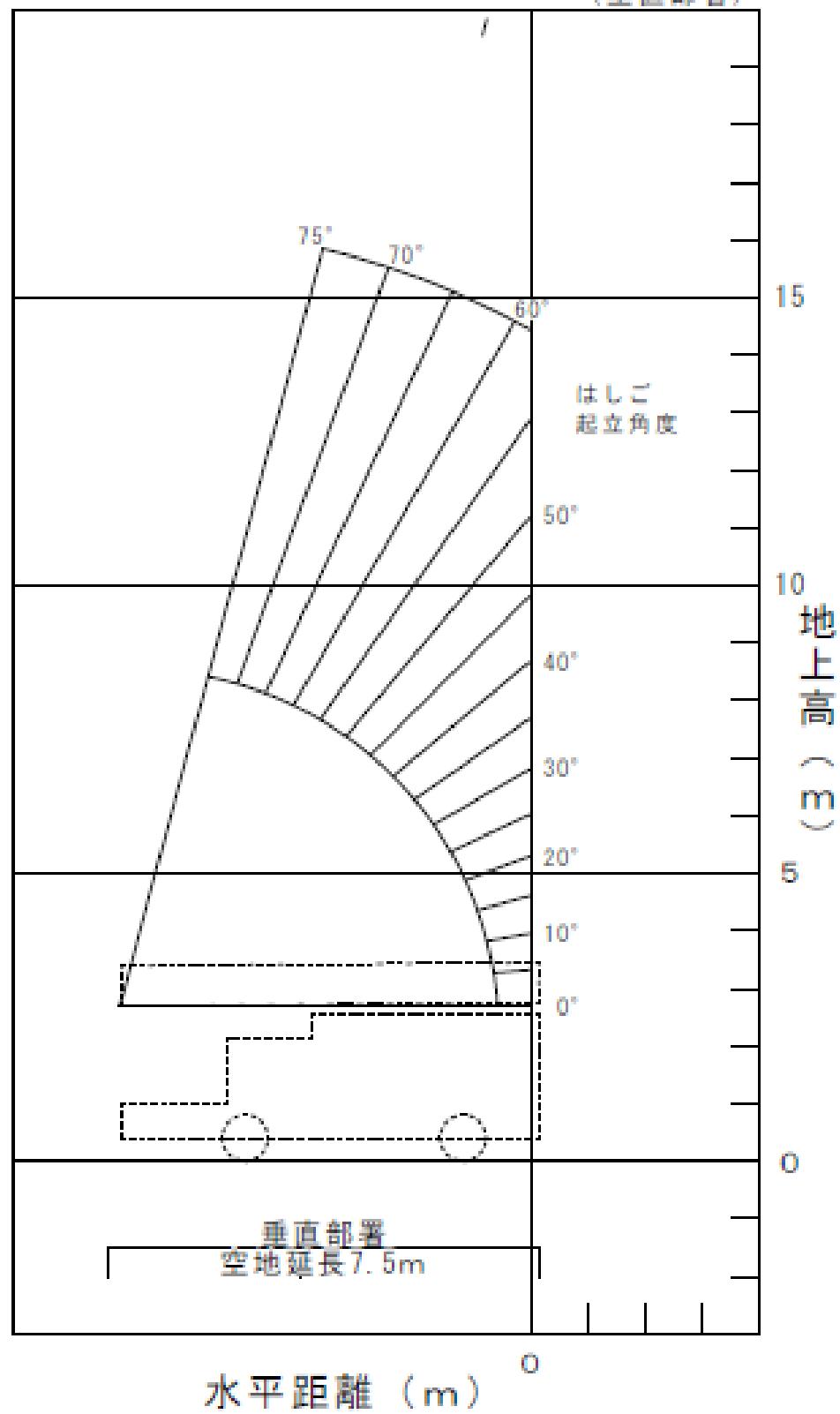
この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

図 1

梯子車作業範囲 1/100
15m級梯子車用
(平行部署)

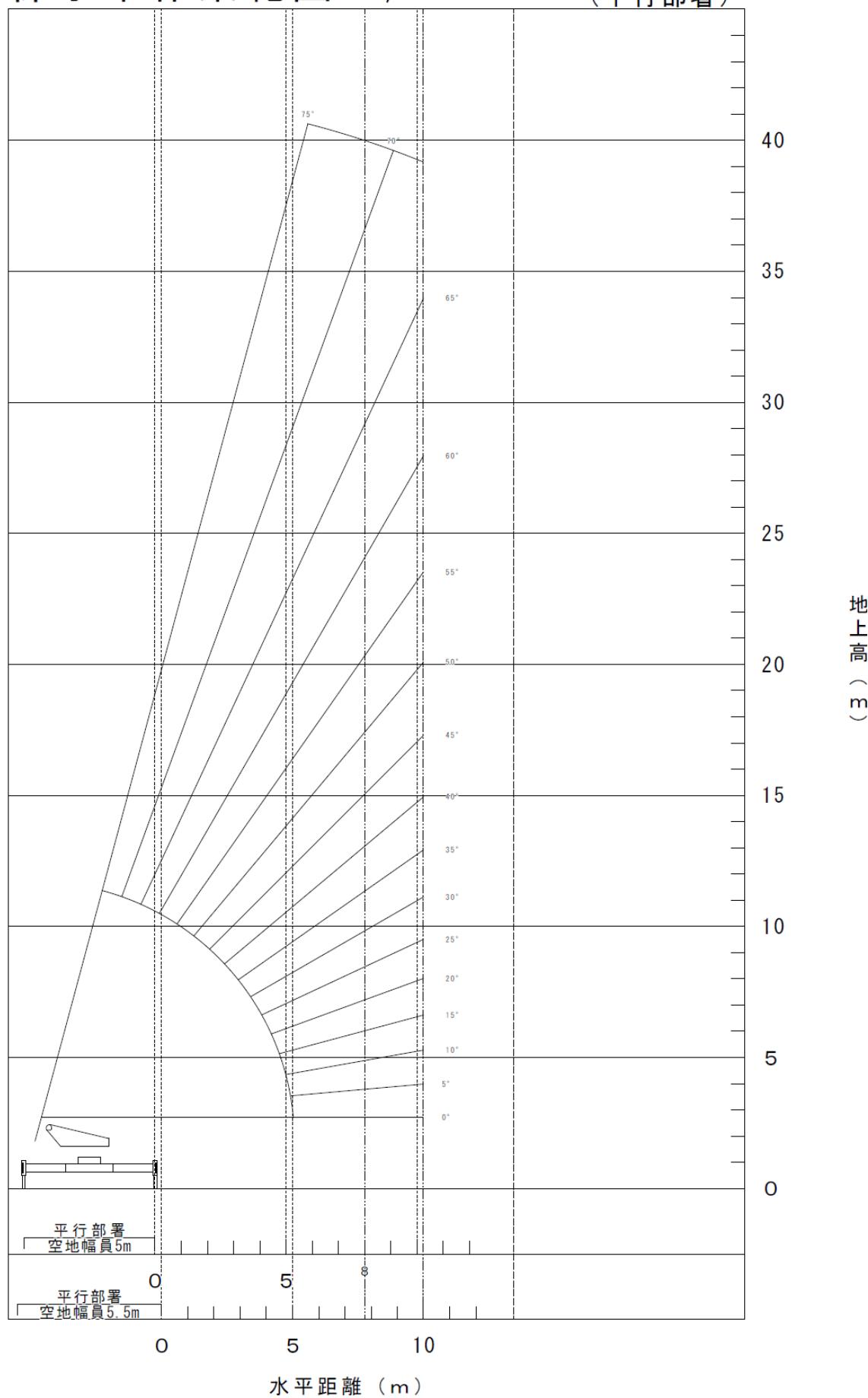


梯子車作業範囲 1/100 15m級梯子車用
(垂直部署)



梯子車作業範囲 1/200

40m級梯子車用
(平行部署)



梯子車作業範囲 1/200

40m級梯子車用
(垂直部署)

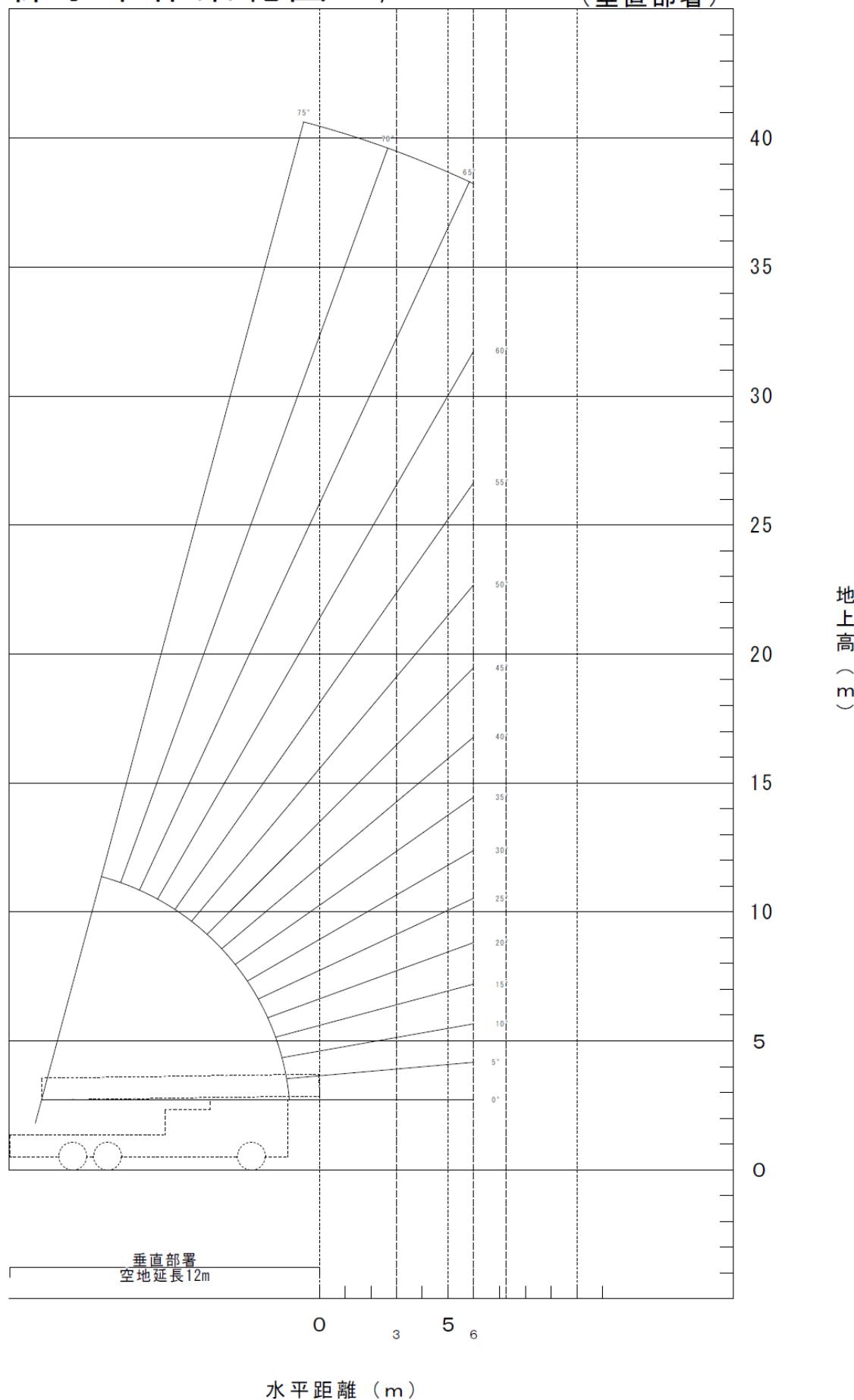
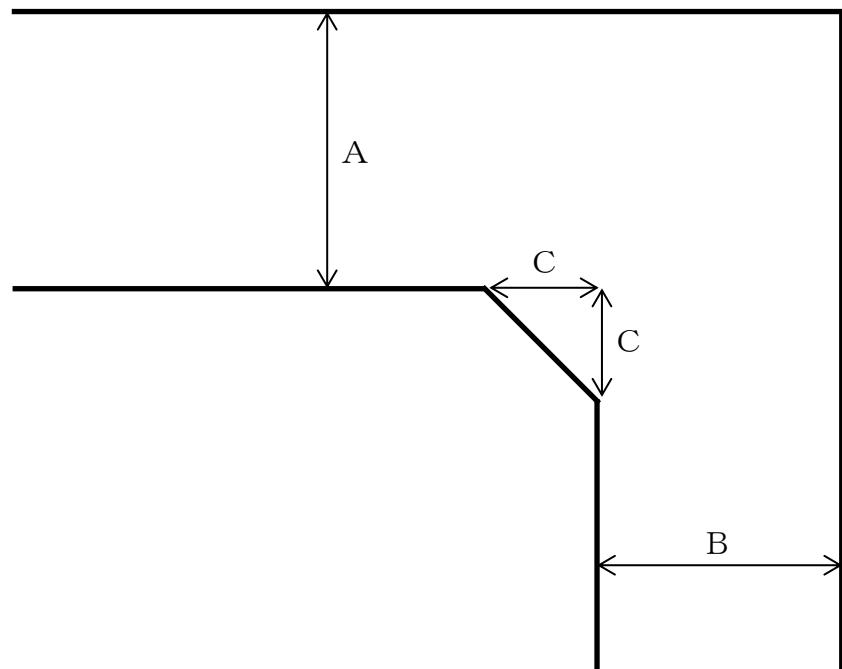


図 2

梯子車角切り



1 5 m級梯子車の場合

$$9\text{ m} - [\text{幅員 (A)} + \text{幅員 (B)}] = \text{角切り (C)}$$

ただし、 $A \geq 4\text{ m}$ かつ $B \geq 4\text{ m}$

4 0 m級梯子車の場合

$$14\text{ m} - [\text{幅員 (A)} + \text{幅員 (B)}] = \text{角切り (C)}$$

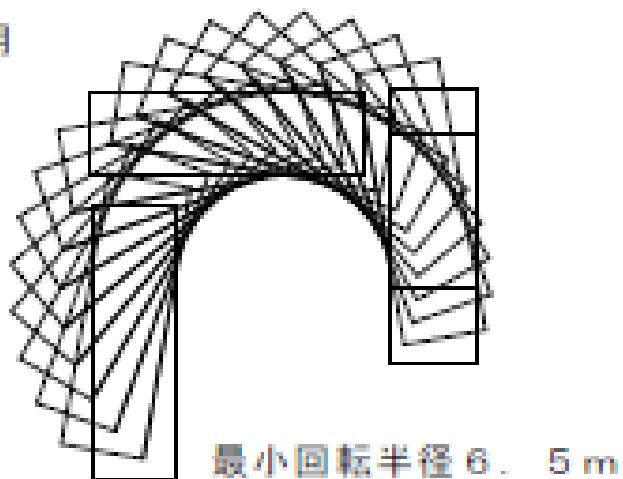
ただし、 $A \geq 4\text{ m}$ かつ $B \geq 4\text{ m}$

図 3

梯子車軌跡

1/200

15m級梯子車用



40m級梯子車用

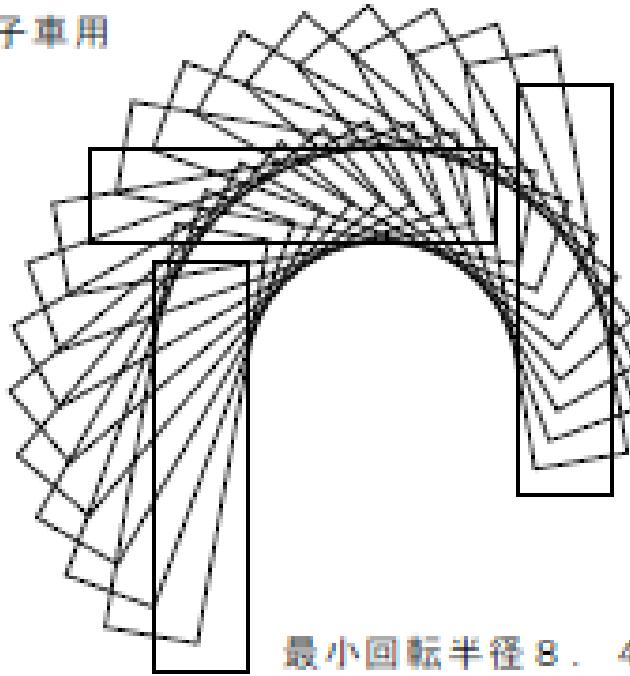
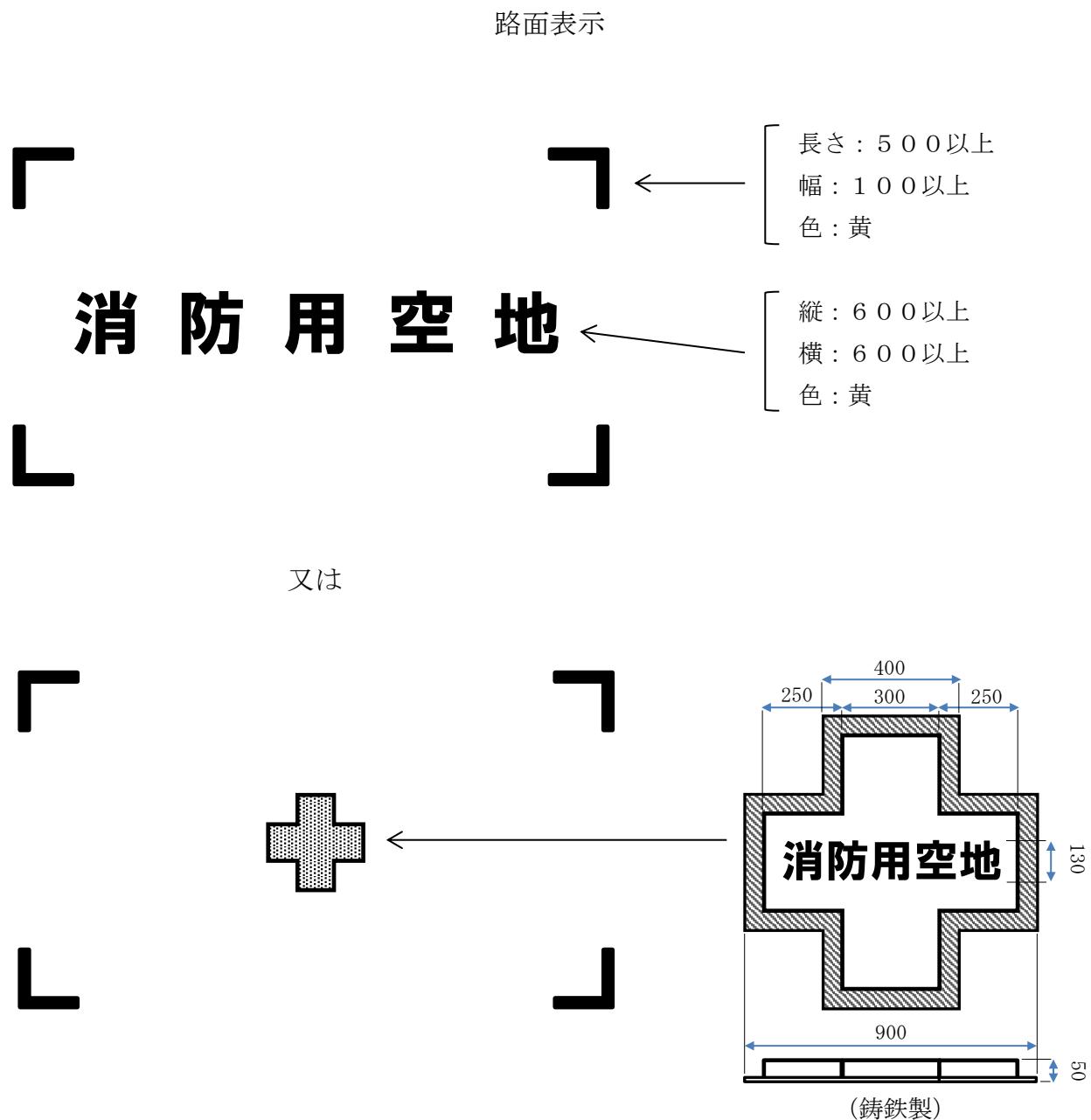


図 4

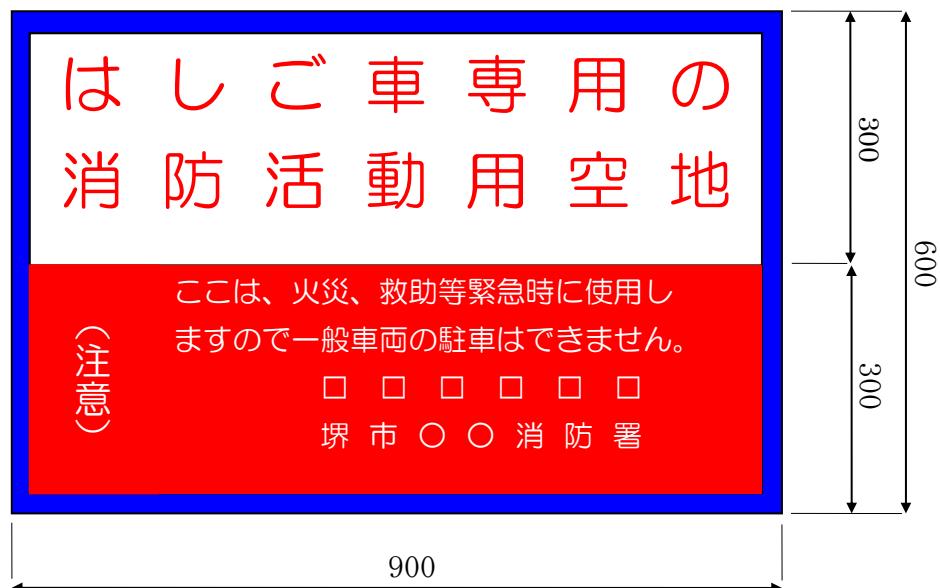


備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 文字の向きは任意とする。

図 5

消防活動空地の標識



枠		ブルー
上部	下地	白地
	文字	朱色丸ゴシック（乱反射）
下部	下地	赤地
	文字	白色丸ゴシック

備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 標識中の「□」欄には開発者、所有者又は管理者名を、「○」欄には管轄する消防署名を記載するものとする。

別記様式

消防活動空地設置（変更）届出書

年　月　日				
殿				
届出者				
住所				
氏名				
所 在 地				
名 称			開 発 面 積	m ²
工 事 期 間	着工予定日	年　月　日	完成予定日	年　月　日
工 事 者	TEL			
連絡担当者	TEL			
建 築 物	用 途		規 模	地上　階／地下　階
	最高の高さ	m	軒 高	m
遵 守 事 項	消防活動空地及び進入路は、【段差】50ミリメートル以内、【勾配】9パーセント以内とし、消防活動に支障とならないよう常に維持管理に努めます。			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 次の書類を添付すること。

付近見取図、土地利用計画図、各階平面図、立面図、活動空地位置図（空地の大きさ、寄付き距離、段差、勾配、耐圧及び標識設置位置記載のもの）、進入路位置図（幅員、段差、勾配、耐圧範囲、角切り及び車両軌跡等記載のもの）、マンホール及びグレーチング等仕様書（消防活動空地及び進入路内に設置するものに限る）、路面標示図、標識仕様書

- 3 当該届出は4部提出すること。受領時に受付印を押印し1部返却する。

堺市開発行為等における緊急離着陸場等の設置指導基準

[趣旨]

第1条 この基準は、堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）、高石市開発指導要綱（昭和49年制定）又は大阪狭山市開発指導要綱（平成2年制定）に定める公共施設等の設置に関する協議若しくは既存の建築物における変更の協議等に関し、高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通達）に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で、緊急用ヘリコプターによる有効かつ安全な消防活動を行うための緊急離着陸場又は緊急救助用スペース（以下これらを「緊急離着陸場等」という。）、その他屋上構造等の設置指導について必要な事項を定める。

[用語の定義]

第2条 この基準の用語の定義は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年法律第338号）、航空法及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の例によるほか、次に掲げるところによる。

- (1) 緊急用ヘリコプターとは、航空法第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動を行うヘリコプターをいう。
- (2) 緊急離着陸場とは、災害活動等に際し、航空法第79条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で、緊急用ヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (3) 緊急救助用スペースとは、ホバリングにより消防活動を行える要件を備えた建築物の屋上スペースをいう。
- (4) ホバリングとは、緊急用ヘリコプターが救助、物資供給等のため建築物上の一定の高さの空中で停止することをいう。
- (5) 高度医療施設とは、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める高度救命救急センター、救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関をいう。
- (6) 通常床式とは、建築物の屋上床に直接緊急離着陸場等を設置するものをいう。
- (7) プラットホーム式とは、建築物の屋上床の上部に緊急離着陸場等用の床を別に設け、屋上床との間に空間を設けるものをいう。
- (8) グレーチング方式とは、プラットホーム式とした場合の床構造を、グレーチング又はエキスパンドメタル等の床材とするものをいう。

[設置対象物及び設置区分]

第3条 緊急用ヘリコプターが着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面が確保されている建築物のうち、次に掲げる建築物には緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 軒高45メートルを超える100メートル以下の建築物のうち、非常用エレベーターの設置を要する建築物
- (2) 軒高100メートルを超える建築物のうち、非常用エレベーターの設置を要する建築物
- (3) 高度医療施設
- (4) 消防局長（以下「局長」という。）が消防活動上、特に必要と認める建築物

2 前項各号の建築物には、次表の区分に応じて緊急離着陸場等を設置するものとする。

区分	第1号	第2号	第3号	第4号
緊急離着陸場	○	○	○	○
緊急救助用スペース	○	×	×	○

[進入表面及び転移表面]

第4条 緊急用ヘリコプターが着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面は、図1又は図2に示すほか、次のとおりとする。

- (1) 進入区域の長さを500メートル、幅を緊急離着陸場等から500メートル離れた地点で200メートルとした場合の進入表面が、直線の2方向に設定できるものとする。ただし、90度以上の間隔を設けて、進入表面が設定できる場合はこの限りでない。
- (2) 進入表面の中心線の方向は、緊急離着陸場等の辺と直交させるものとする。
- (3) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場の場合は5分の1以下、緊急救助用スペースの場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件が突出しないものとする。
- (4) 転移表面は、勾配を1分の1以下、高さを45メートルとし、当該表面上に物件が突出しないものとする。この場合において、緊急離着陸場等から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯を次のとおり設置するものとする。
 - ア 燈火は、航空赤の不動光とする。
 - イ 光度は10カンデラ以上とし、光源の中心を含む水平面下15度より上方の全ての方向から視認できるものとする。
 - ウ 低光度航空障害灯を設置しがたい場合は、蛍光塗料で塗色する等により夜間視認性を確保するものとする。
- (5) 緊急救助用スペースの設置について前各号の規定を適用しがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

[緊急離着陸場]

第5条 緊急離着陸場は、次のとおり設置するものとする。

- (1) 着陸帯の長さ及び幅は、それぞれ20メートル以上確保するものとする。
- (2) 緊急離着陸場の床面は、12トン以上（全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるもの）を必要な強度として設計するものとする。
- (3) 着陸帯には、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯並びに着陸区域の境界線、標識、最大荷重標識及び認識番号（以下これらを「着陸帯境界線等」という。）を図3、図5及び次のとおり表示するものとする。
 - ア 認識番号は、消防局長が指定する番号とする。
 - イ 着陸帯標識、最大荷重標識及び認識番号は、進入方向から確認できる向きとする。
- (4) 床面の構造は、次のとおりとする。
 - ア 床面の構造は、プラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は、滑り防止の措置を施すものとする。この場合において、グレーチング方式とする場合は、前号の表示に上空からの視認性を高める措置を講じるものとする。

- イ 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とする。
- 2 緊急離着陸場の夜間照明設備は、次のとおり設置するものとする。
- (1) 着陸区域照明灯は、次のとおりとする。

ア 着陸帯付近で、進入表面及び転移表面に突出せず、緊急用ヘリコプターの進入方向と対向しない場所に設置するものとする。

イ 燈火は、航空可変白の不動光とする。

ウ 配光は、着陸区域の全面を照明し、照明された標識円内の概ね全範囲における水平面照度が10ルクス以上とする。
- (参考) 水平面照度計算式
- $$E = L \times \cos \theta / \ell^2 \geq 10 \text{ (lx)}$$
- $L \text{ (cd)}$
-
- (2) 境界灯は、次のとおりとする。
- ア 埋込型のものを着陸区域の境界線の中心から外側に1,500ミリメートル以内で等間隔に8個以上設けるものとする。
 - イ 燈火は、航空白又は黄の不動光とする。
 - ウ 光源は10カンデラ以上で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から視認できるものとする。
- (3) 非常電源装置として、連続4時間以上の電源供給が可能で、かつ、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）を満たす自家発電設備を設置するものとする。
- (4) 点灯方式は、防災センター又は中央管理室（以下これらを「防災センター等」という。）からの遠隔操作及び待避場所付近に設けた操作盤により点灯でき、防災センター等で点灯が確認できるものとする。
- (5) 非常電源からの配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐火構造で造った主要構造部に埋設又はこれと同等以上の耐火保護措置を施すものとする。ただし、非常電源装置が屋上に設置されている場合は、耐火保護措置を要しないものとする。
- 3 脱落転落防止施設は、緊急用ヘリコプターの脱落及び屋上避難者並びに消防隊員等（以下これらを「屋上避難者等」という。）の転落を防止するため、次のとおり設置するものとする。
- (1) 進入表面及び転移表面に突出しない構造とする。
 - (2) 構造は、高さ1,100ミリメートル以上の手摺壁、柵若しくは金網又は長さ1,000ミリメートル以上で勾配5分の1以上の傾斜床とする。この場合において、屋上避難者等の転落危険が極めて小さいと認められる場合は、高さを400ミリメートル以上とすることができる。
- 4 燃料流出防止施設は、緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ込みを防止するため、次のとおり設置するものとする。
- (1) ためます、側溝又は屋上部分等（以下これらを「ためます等」という。）を利用する方法とし、いずれの場合も1,000リットル以上の有効容量を確保するものとする。

(2) ためます等が 2 カ所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とする。

(3) 床面の構造をグレーチング方式とする場合は、次のとおりとする。

ア 着陸区域の直下全面に燃料流出防止施設に接続され、風が上下方向に流通しない構造の専用のパン等を設置するものとする。

イ 着陸区域の外周部を、グレーチング部分から燃料が落下した場合に、燃料が風により飛散する恐れや屋上の排水口に直接流入することのない構造とする。

5 待避場所は、屋上避難者等が待避するための場所を確保するため、次のとおり設けるものとする。

(1) 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けるとともに、可能な限り進入表面直下への配置は避けるものとする。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

(2) 待避場所をやむを得ず建物内に設ける場合は、屋上出入口の直近で火災による煙の影響を受けない場所とする。

(3) 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けるものとする。

(4) 待避場所範囲内は、床面段差や梁等の障害物がない構造とする。

(5) 待避場所には、図 6 の待避標識を表示するとともに、ゼブラマーク等により区域を明示するものとする。

(6) 待避場所の面積は、概ね 50 平方メートル以上とする。

6 防災センター等と連絡できる連絡装置は、次のとおり設置するものとする。

(1) 設置場所は、待避場所又は連結送水管の放水口付近とする。

(2) 配線は、耐火構造で造った主要構造部に埋設又はこれと同等以上の耐火保護措置を施すものとする。

(3) 非常電話を連絡装置とする場合は、消防法第 17 条に基づく放送設備の起動装置とならないものとする。

7 消防用設備等は、次のとおり設置するものとする。

(1) 消火器は、一般火災に対して 2 以上かつ油火災に対して 3 以上の能力単位を有する泡又は強化液消火器を 1 本以上設置するものとする。ただし、消防法第 17 条に基づく泡消火設備又は粉末消火設備が有效地に設置されている場合はこの限りでない。

(2) 連結送水管は、次のとおり設置するものとする。

ア 放水口は、緊急離着陸場で使用しやすい位置に設置するものとし、単口形又は双口形とする。

イ 放水用器具の格納箱は、放水口付近に設置するものとする。

ウ 前イの格納箱には、ホース(直径 65 ミリメートル×長さ 20 メートル)を 2 本以上、噴霧切替ノズル(口径 23 ミリメートル)を 1 本以上備えるものとする。

[緊急救助用スペース]

第 6 条 緊急救助用スペースは、次のとおり設置するものとする。

(1) 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、それぞれ 10 メートル以上確保するものとする。

(2) 緊急救助用スペースの床面に必要な強度は、通常床強度とする。

- (3) 緊急救助用スペースには、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、標識及び認識番号を図4、図5及び次のとおり表示するものとする。
- ア 認識番号は、消防局長が指定する番号とする。
- イ 着陸帯標識及び認識番号は、進入方向から確認できる向きとする。
- (4) 床面の構造は、次のとおりとする。
- ア 床面の構成は、プラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は、滑り防止の措置を施すものとする。この場合において、グレーチング方式とする場合は、前号の表示に上空からの視認性を高める措置を講じるものとする。
- イ 床面の最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度のものとする。
- 2 緊急救助用スペースの夜間照明設備は、前条第2項第3号から第5号の基準によるほか、次のとおり設置するものとする。
- (1) 着陸区域照明灯は、次のとおりとする。
- ア 緊急救助用スペース付近で、進入表面及び転移表面に突出せず、緊急用ヘリコプターの進入方向と対向しない場所に設置するものとする。
- イ 燈火は、航空可変白の不動光とする。
- ウ 配光は、緊急救助用スペースの全面を照明し、照明された標識円内の概ね全範囲における水平面照度が10ルクス以上とする。
- (2) 境界灯は、次のとおりとする。
- ア 埋込型又は地上型のものを緊急救助用スペースの境界線の中心から外側に1,500ミリメートル以内で等間隔に8個以上設けるものとする。
- イ 燈火は、航空白又は黄の不動光とする。
- ウ 光源は10カンデラ以上で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から視認できるものとする。
- 3 脱落転落防止施設は、緊急用ヘリコプターの脱落及び屋上避難者等の転落を防止するため、次のとおり設置するものとする。
- (1) 進入表面及び転移表面に突出しない構造とする。
- (2) 構造は、高さ1,100ミリメートル以上の手摺壁、柵又は金網とする。この場合において、屋上避難者等の転落危険が極めて小さいと認められる場合は、高さを400ミリメートル以上とすることができます。
- 4 待避場所は、前条第5項の基準により設置するものとする。
- 5 防災センター等と連絡できる連絡装置は、前条第6項の基準により設置するものとする。
- [屋上出入口の構造等]
- 第7条 屋上の出入口は、次に定める構造とする。
- (1) 屋上の出入口と緊急離着陸場等は、段差のない通路で連絡するものとする。ただし、有効に消防活動及び避難が行える場合はこの限りでない。
- (2) 屋上の出入口は、避難階段又は非常用エレベーターと有効に通じるものとする。
- (3) 屋上の出入口の扉は、内部及び外部から非常時に解錠できる構造とする。
- (4) 階段室の屋上部分には、附室又は前室の緩衝空間を設けるものとする。

- (5) 高度医療施設の屋上出入口は、担架又はストレッチャー（以下これらを「担架等」という。）が通行するために必要な幅員を確保するものとする。

[案内標識]

第8条 緊急離着陸場等へ至る経路を示した案内標識は、次のとおり設置するものとする。

- (1) 案内標識は、別図7のとおりとする。ただし、建物の内装等に調和させたデザイン又は形状で案内標識としての機能が保たれている場合はこの限りでない。
- (2) 案内標識の設置位置は、次のとおりとする。
- ア 最上階から屋上へ通ずる階段への最初の扉
 - イ 屋上出入口の扉
 - ウ 非常用エレベーターが着床する最上階及び屋上のエレベーターホール
 - エ 屋上出入口及び屋上エレベーターホールから緊急離着陸場等へ至る要所々

[排煙排出口]

第9条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置するものとする。

[非常用エレベーター]

第10条 非常用エレベーターを設置する場合は、次のとおり設置するものとする。

- (1) 非常用エレベーターは、1基以上が屋上に着床できる構造とする。ただし、有効に消防活動及び避難が行える場合はこの限りでない。
- (2) 高度医療施設の非常用エレベーターは、担架等を収容できる大きさを確保するとともに、着陸帯から直接又はスロープを利用して担架等が乗り込める構造とする。

[屋上緑化]

第11条 屋上緑化を導入する場合は、次のとおりとする。

- (1) 緊急離着陸場等及び待避場所の床面仕上げは、芝や苔類等の地被植物とし、消防活動上支障とならない平坦なもので、緊急用ヘリコプターのダウンウォッシュ（最大瞬間風速が秒速22メートル程度）により飛散しないよう飛散防止の措置を講じるものとする。この場合において、飛散防止の措置としてネットを使用する場合は、網目等により転倒する恐れがない措置を講じるものとする。
- (2) 緑化により着陸帯境界線等、夜間照明設備及びその他の設備の識別を妨げることなく、使用時に支障がないものとする。
- (3) 待避場所を緑化することによりゼブラマーク等で区域を表示できない場合は、待避標識とともに待避場所の区域を明示した表示図等を掲示し、屋上避難者等が容易にその区域を識別できる措置を講じるものとする。
- (4) 緊急離着陸場等及び待避場所の周辺に樹木等を設ける場合は、ベルトで固定する等の飛散防止措置を講じるものとする。

[基準の特例]

第12条 緊急離着陸場等の設置について、建築物の位置、構造及び設備等の状況から消防活動上、特に支障なしと局長が認める場合は、この基準の規定によらないことができる。

[関係書類の提出]

第13条 開発者は緊急離着陸場等を設置するときは、工事着工の7日前までに緊急離着陸場等設

計届出書（様式第1号）に次の書類を添えて局長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図（経度緯度を記載）
- (2) 配置図（1/500以上）
- (3) 各階平面図（1/500以上）
- (4) 進入表面及び転移表面の水平投影図
 - ア 進入表面及び転移表面全体が投影された周辺全体図（1/2,500以上）
 - イ 建築物の屋上（緊急離着陸場等の設置階）の詳細平面図（1/200以上）
- (5) 建築物の屋上に係る進入表面及び転移表面の断面図（1/200以上）
- (6) 夜間照明設備の配置図、系統図、照明設備照度計算書、非常電源連続運転計算書、仕様書等
- (7) 連絡装置の配置図、系統図、仕様書等
- (8) 緊急離着陸場の場合
 - ア 着陸床面の強度計算書
 - イ 燃料流出防止施設の構造書、仕様書等
 - ウ 消防用設備等の配置図、仕様書等

2 開発者は緊急離着陸場等の設置を完了したときは、緊急離着陸場等設置（変更）届出書（様式第2号）に次の書類を添えて局長に提出し、完成検査を受けるものとする。この場合において、添付書類は努めてA3版とする。

- (1) 前項各号の書類
- (2) 防災センター等の緊急連絡先

[維持管理]

第14条 前条第2項の完成検査を受けた緊急離着陸場等が存する敷地若しくは建築物の開発者、所有者若しくは管理者は、緊急離着陸場等を変更又は改修しようとする場合は、予め局長と協議し、緊急離着陸場等設置（変更）届出書（様式第2号）に次の書類を添えて局長に提出するものとする。

- (1) 変更理由および内容等
- (2) 変更にかかる図面等

2 緊急離着陸場等が存する敷地若しくは建築物の開発者、所有者、管理者又は占有者は、消防活動に支障とならないよう、常に緊急離着陸場等の維持管理に努めるとともに、転落事故等の防止のために、緊急離着陸場等への平常時の立ち入りを制限する措置を講じるものとする。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

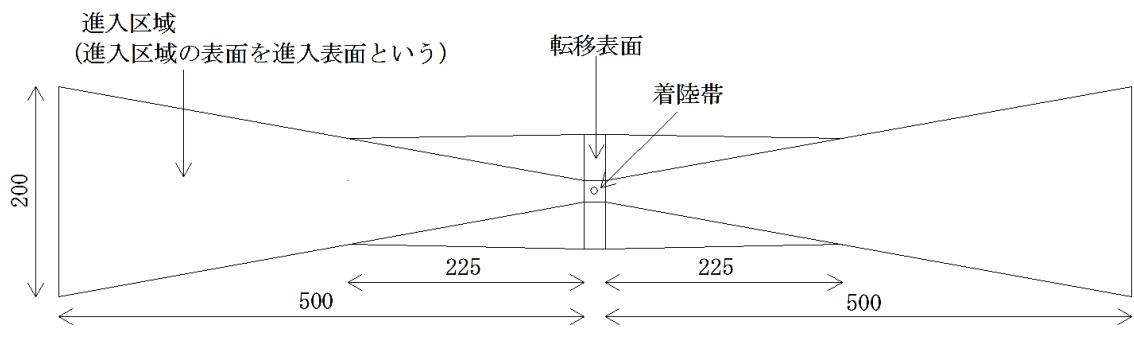
附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

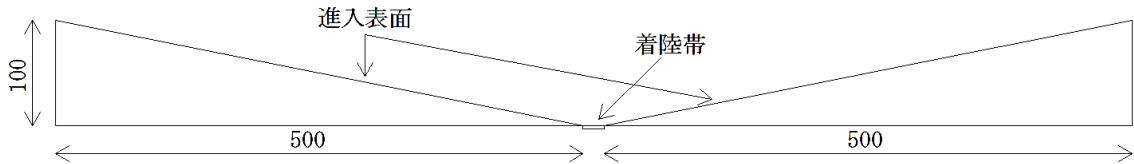
図 1

緊急離着陸場の場合

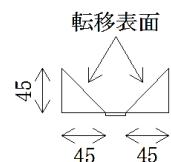
平面図



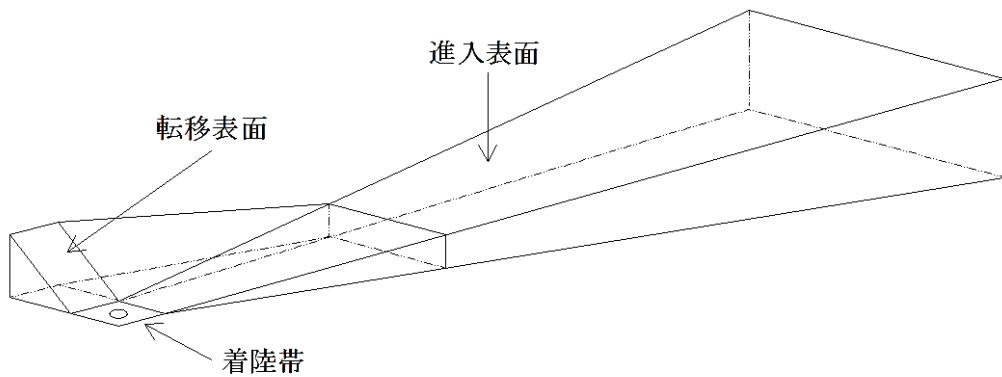
進入表面断面図



転移表面断面図



立体イメージ図

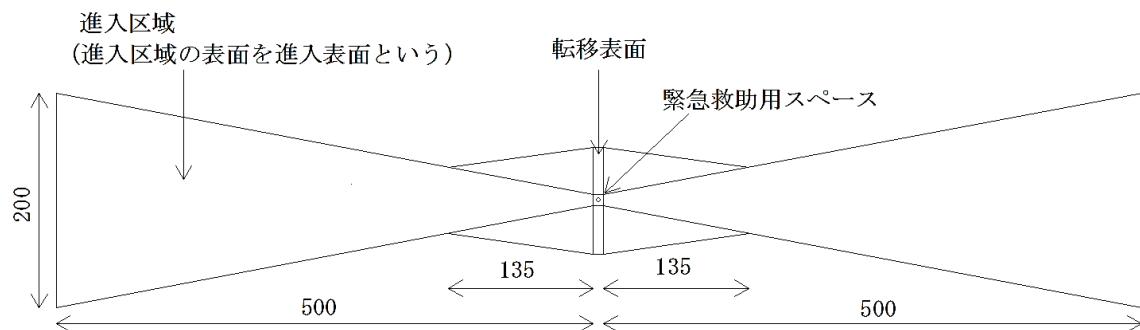


備考 単位はメートルとする。

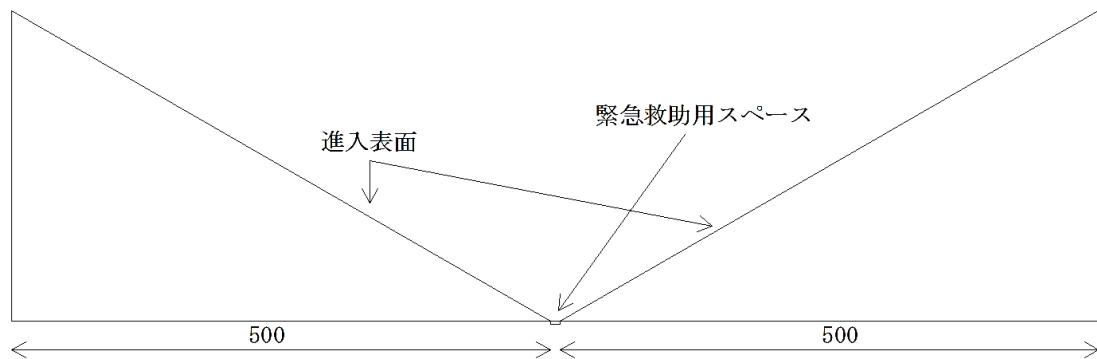
図2

緊急救助用スペースの場合

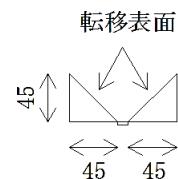
平面図



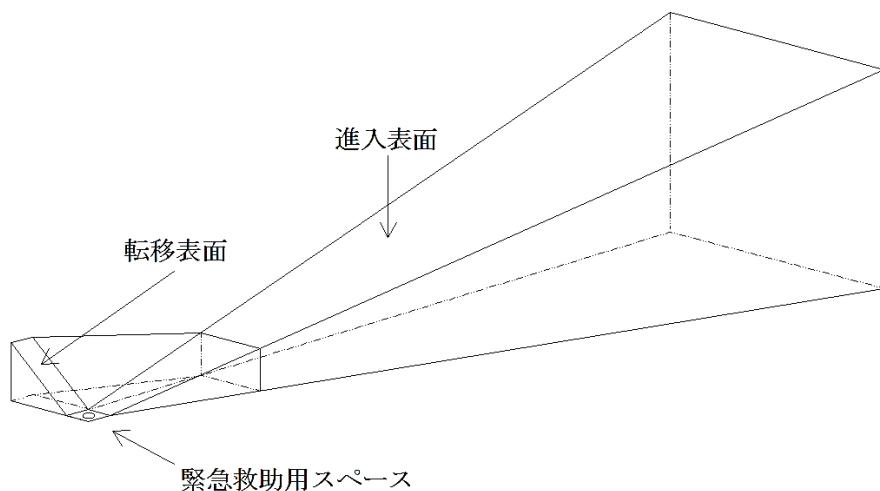
進入表面断面図



転移表面断面図

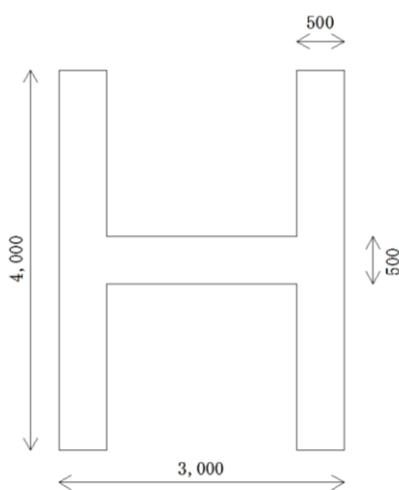
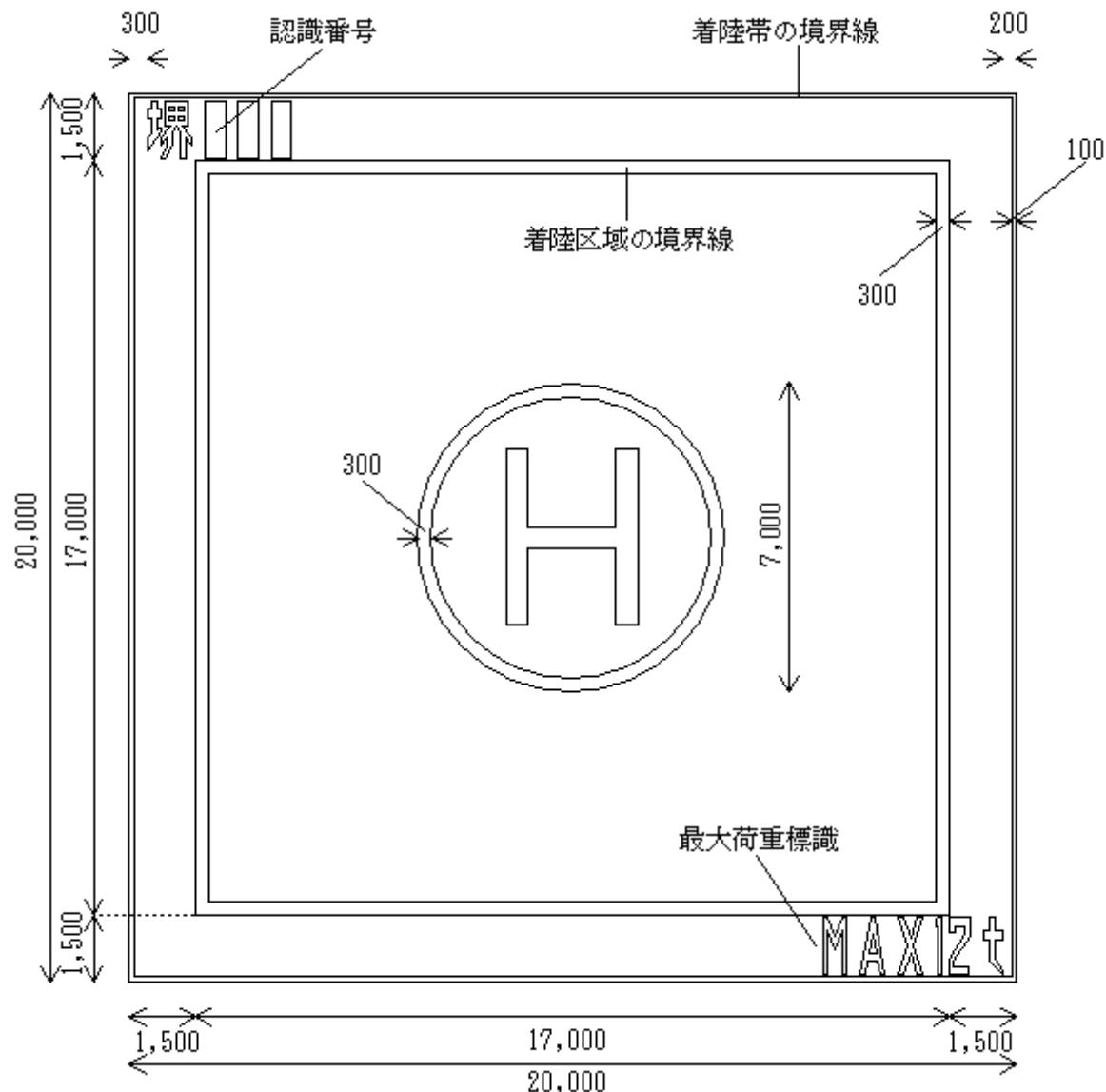


立体イメージ図



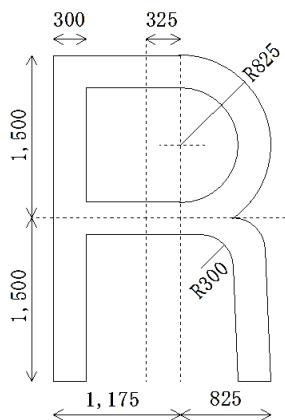
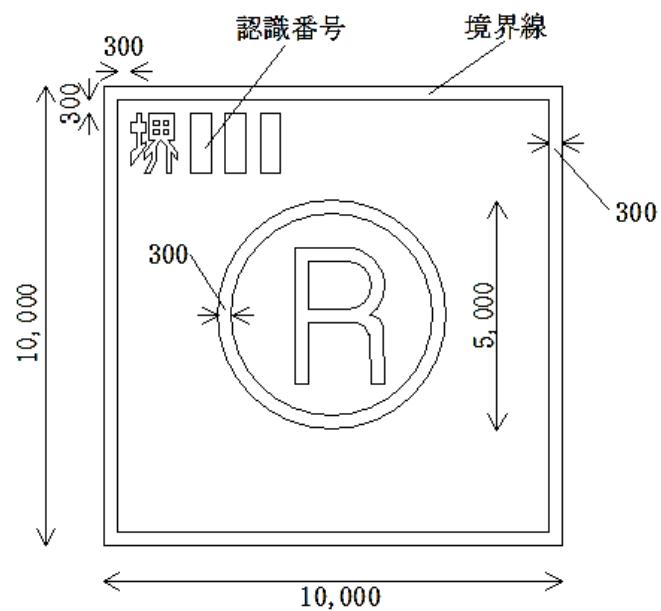
備考 単位はメートルとする。

図 3



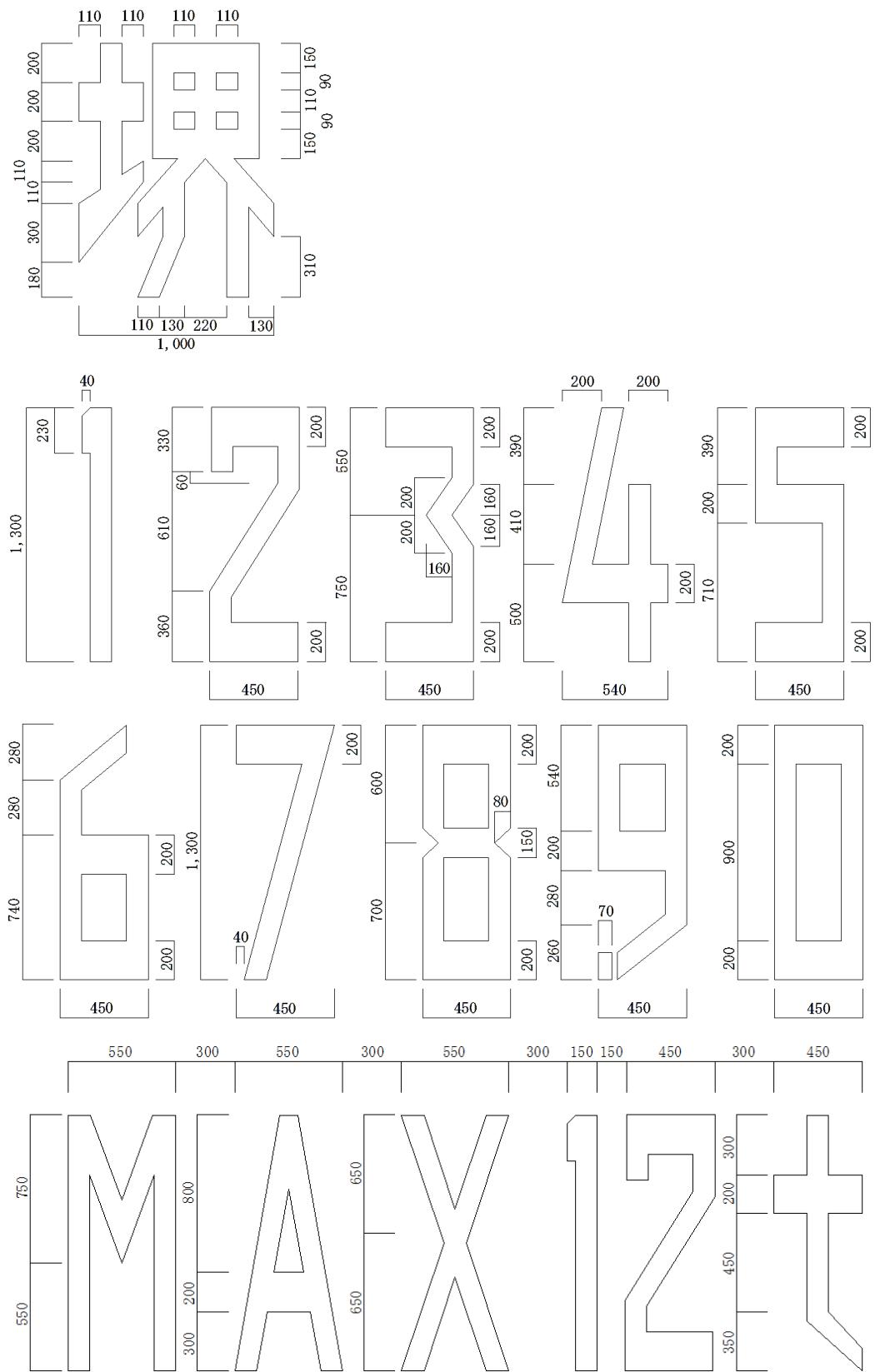
備考 単位はミリメートルとする。

図4



備考 単位はミリメートルとする。

図 5



備考

- 1 単位はミリメートルとし、特記なき線は幅 110 ミリメートルとする。
 - 2 標識としての性能を満たすものであれば、「堺」の字体については上記に準ずるものでも可とする。

図 6

緊急用ヘリコプターが接近した
らこの場所に待機して下さい

備考

- 1 標識の大きさは、幅 1,250 ミリメートル、高さ 350 ミリメートルとする。
- 2 標識の材質は問わない。(床等に直に記載してもよい。)
- 3 白地に赤枠とし、文字は赤色とする。
- 4 文字の大きさは、75 ミリメートル角とし、字体はゴシックとする。
- 5 枠及び文字の幅については問わない。

図7



備考

- 1 白地に、文字及び矢印は赤色とする。この場合において、矢印の方向等は設置する場所に応じて適時変更するものとする。
- 2 標識の大きさ、材質、文字の大きさ及び字体等は問わない。
- 3 緊急救助用スペースの場合は、「ヘリコプター緊急救助用スペース」と記載するものとする。
- 4 ホテル等については英字併記が望ましい。
 - (1) 緊急離着陸場「EMERGENCY HELI PORT」
 - (2) 緊急救助用スペース「EMERGENCY RESCUE SPACE」

年 月 日

緊急離着陸場等設計届出書

堺市消防局長殿

届出者 住所

氏名

種 別	緊急離着陸場 • 緊急救助用スペース		
名 称			
所 在 地			
緊急離着陸場等設計者 名称及び所在地	TEL		
緊急離着陸場等施工者 名称及び所在地	TEL		
建 築 物 構 造・規 模 等	用 途		構 造
	面 積	敷地 m ² • 建築	m ² • 延べ m ²
	階 数	地上 階・地下	階・P H階 階
	軒高さ	m	最高高さ
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の開錠方法：内 () 外 ()			
非常用EV設置数 () 屋上着床の有無：無・有() 基			
床 面 構 造 等	構造 () • 大きさ () × () m • () t 耐圧		
脱 落 転 落 防 止 措 置	手摺・袖壁・金網・傾斜床		待避場所面積 m ²
着 陸 区 域 照 明 設 備	照明灯数	機種 () • 光度 () cd • 使用電球 () w	
	境界灯数	機種 () • 光度 () cd • 使用電球 () w	
消 防 用 設 備 等			
連 絡 装 置			
そ の 他 設 置 設 備			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

緊急離着陸場等設置（変更）届出書

堺市消防局長殿

届出者 住所

氏名

種 別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース			認識番号	
名 称					
所 在 地					
緊急離着陸場等設計者 名称及び所在地	TEL				
緊急離着陸場等施工者 名称及び所在地	TEL				
建 築 物 構 造・規 模 等	用 途			構 造	
	面 積	敷地	m^2 ・建築	m^2 ・延べ	m^2
	階 数	地上	階・地下	階・PH階	階
	軒高さ		m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数() 屋上扉の開錠方法：内() 外()					
非常用EV設置数() 屋上着床の有無：無・有() 基					
床 面 構 造 等	構造()・大きさ() × () m・() t 耐圧				
脱 落 転 落 防 止 措 置	手摺・袖壁・金網・傾斜床		待避場所面積		m^2
着 陸 区 域 照 明 設 備	照明灯数		機種()・光度() cd・使用電球() w		
	境界灯数		機種()・光度() cd・使用電球() w		
消 防 用 設 備 等					
連 絡 装 置					
そ の 他 設 置 設 備					
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。